資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千四百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成三十年六月十二日

静岡県浜松市西区篠原町一〇〇八一番地

丸中養魚有限会社

代表取締役　鈴木　幹久

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一百六十万円減少し九百五十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.kimono-reform.com

平成三十年六月十二日

滋賀県栗東市手原三丁目四番五号

株式会社かぎて屋

代表取締役　里内健一郎

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　山陽新聞

掲載の日付　平成三十年六月五日

掲載頁　二十一頁

平成三十年六月十二日

岡山市北区大供三丁目二番一二号

岡山トヨタ自動車株式会社

代表取締役　梶谷　俊介

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十一億六千四百万円、資本準備金の額を十二億六千四百万円減少し、それぞれ一億円、〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

平成三十年六月十二日

東京都千代田区紀尾井町四番一号

ナインヌードル株式会社

代表取締役　佐藤　崇史

定款変更につき通知公告

当社は、平成三十年七月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成三十年六月十二日

青森県八戸市大字河原木字海岸一六番四

八戸港湾運送株式会社

代表取締役　澤藤　孝之

定款変更につき通知公告

当社は、平成三十年六月二十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成三十年六月十二日

東京都台東区東上野三丁目一番一三号

日本運輸倉庫株式会社

代表取締役　上子　道雄

定款変更につき通知公告

当社は、平成三十年七月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成三十年六月十二日

横浜市南区山谷七〇番地七

大正建設株式会社

代表取締役　大城　相榮

定款変更につき通知公告

当社は、平成三十年六月二十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成三十年六月十二日

愛知県犬山市大字犬山字北古券一〇七番地の一

株式会社名鉄犬山ホテル

代表取締役　岩瀬　正明

定款変更につき通知公告

当社は、平成三十年六月二十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成三十年六月十二日

鳥取県倉吉市旭町三六番地

北村電気工業株式会社

代表取締役　長田　昭人

定款変更につき通知公告

当社は、平成三十年六月二十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成三十年六月十二日

岡山県倉敷市西中新田五二五番地の六

藤徳物産株式会社

代表取締役社長　守分　孝治

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である橋本スキップ實が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

平成三十年六月十二日

東京都港区虎ノ門五丁目一一番一号オランダヒルズ森タワーＲｏＰ八〇三号

インタートラスト・フィデューシャリー・サービシズ・ビー・ヴィ・アイ・リミテッド

日本における代表者　橋本スキップ實

限定承認公告

本籍福岡県小郡市二森三一六番地二七、最後の住所栃木県那須郡那珂川町馬頭五五七番地コーポ岡崎一二二号室

被相続人　亡　**鶴田**　直人

右被相続人は平成二十九年十一月四日死亡し、その相続人は平成三十年五月三十一日宇都宮家庭裁判所大田原支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月十二日

栃木県さくら市上阿久津一五三四番地七

相続財産管理人　**鶴田**　晃弘

限定承認公告

本籍東京都新宿区矢来町一番地、最後の住所さいたま市西区大字土屋五五八番地五一

被相続人　亡　村井　駿

右被相続人は平成二十九年十月十六日死亡し、その相続人は平成三十年五月三十一日さいたま家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月十二日

さいたま市西区大字土屋五五八番地五一

相続財産管理人　村井みどり

限定承認公告

本籍岐阜県中津川市駒場八一〇番地、最後の住所東京都板橋区徳丸四丁目三六番九号仲野　方

被相続人　亡　髙田登代子

右被相続人は平成三十年一月二十三日死亡し、その相続人は平成三十年五月三十一日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月十二日

東京都板橋区徳丸四丁目三六番九号

相続財産管理人　仲野　真裕

限定承認公告

本籍静岡県磐田市藤上原六七四番地二、最後の住所埼玉県所沢市上安松一〇八一番地の一五

被相続人　亡　金原　路治

右被相続人は平成二十九年十一月二十六日死亡し、その相続人は平成三十年五月三十一日さいたま家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月十二日

静岡県磐田市藤上原六七四番地二

限定承認者　金原　昭子

任意清算公告

当会社は、平成三十年五月十七日をもって解散し、定款の定めに従って清算することにしましたので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

平成三十年六月十二日

宮城県仙台市若林区六丁の目中町二五番四三号

合資会社佐重工務店

代表社員　佐藤佳代子

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　六月十二日付第一二五号六　四ページ●同日付政府調達第一〇八号一六ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部　一四〇円（本体一三〇円）（配送料別）